

素案														協議後 の判定 区分		備考	厚生労働省意見等	第2.1版			第3.0版案		
協議 案管 理番 号	No	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実 装 区 分	要件の考 え方・理由	新規追加/ 類型変更/ 対応済	判定区分	受入確認 後の判定 区分	【受入確認後の判定区分 「成案」の場合】 修正案等	厚生労働省意見等	厚生労働省意見等 (3/23追記)	大項目 ／中項目	指定都市要件 機能ID			実装区分 (介護/認 定)	指定都市 以外への 拡大対象	理由	拡大後の 機能ID		
10	539	3 保 険料賦 課	3.1 保険料 賦課共 通		【機能ID3.1.21.】 郵便局別に山分けを行うことができること。	○	指定都市 の制度上 必要な機 能	新規追加	要協議Ⅰ （複数社 実装可）	成案		対象者への通知先（送付先）によって、処理を行う際に郵便番号や住所等の情報より山分けの判断を処理するよりも、該当となる郵便局を示す区分等を対象者の住民情報にある「地区管理コード」にて管理されれば、並び替え（ソート）機能にて運用可能と考えますので、機能ID(旧) 3.1.21.の記載を「並び替えまたは山分けできること」と見直し、対応する単位に「地区管理コード単位」を追加することで対応可能と考えます。 なお、郵便局と対象者情報（住所等）が単純に郵便番号等により仕分けされる前提になります。自治体によっては、集配局として郵便局とは別の定義をされているケースもあり、どのように対象者に結び付け郵便局であるか考え方は示す必要が出てくると考えます。 また、介護保険における個別要件では無いと考えます。20業務で利用されたい業務もあると思われます横並びでの調整も検討いただきたい。 個別に規定するとした場合も、「指定都市の制度上必要な機能」ではなく、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であると考えますので、標準オプション機能とすべきと考えます。	X列「厚生労働省意見等」に記載のとおり、住民情報にある「地区管理コード」での管理や、対象者の住所等と郵便局等との結び付けに関する方針等を示す必要があると考えます。 なお、当要件は介護保険に限った内容ではなく、「指定都市の制度上必要な機能」に限った要件ではないと考えます。	成案	制度所 管府省 の意見 の と お り	【追加作成】 機能ID 0230345～0230348（旧機能ID 3.1.21.）をもとに機能要件を見直した指定都市要件を作成。 AA列にて「制度所管府省の意見のとおり」とあり、X列の意見出しにて「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、標準オプション機能としてあげておりますので、標準オプション機能で追加します。	3.保険料賦課 ／3.1.保険料 賦課共通	0238004 0238005 0238006 0238007	○/ー	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であるため。	0231370 0231371 0231372 0231373	
11	541	3 保 険料賦 課	3.1 保険料 賦課共 通		【機能ID3.1.22.】 郵便局別に山分けを行うことができること。	○	指定都市 の制度上 必要な機 能	新規追加	要協議Ⅰ （複数社 実装可）	成案	(No.539と同対応)	対象者への通知先（送付先）によって、処理を行う際に郵便番号や住所等の情報より山分けの判断を処理するよりも、該当となる郵便局を示す区分等を対象者の住民情報にある「地区管理コード」にて管理されれば、並び替え（ソート）機能にて運用可能と考えますので、機能ID(旧) 3.1.22.の記載を「並び替えまたは山分けできること」と見直し、対応する単位に「地区管理コード単位」を追加することで対応可能と考えます。 なお、郵便局と対象者情報（住所等）が単純に郵便番号等により仕分けされる前提になります。自治体によっては、集配局として郵便局とは別の定義をされているケースもあり、どのように対象者に結び付け郵便局であるか考え方は示す必要が出てくると考えます。 また、介護保険における個別要件では無いと考えます。20業務で利用されたい業務もあると思われます横並びでの調整も検討いただきたい。 個別に規定するとした場合も、「指定都市の制度上必要な機能」ではなく、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であると考えますので、標準オプション機能とすべきと考えます。	V列【受入確認後の判定区分「成案」の場合】修正案等」のとおり、協議案管理番号10（No.539）と同様になります。	成案	制度所 管府省 の意見 の と お り	【追加作成】 機能ID 0230350（旧機能ID 3.1.22.）をもとに機能要件を見直した指定都市要件を作成。 AA列にて「制度所管府省の意見のとおり」とあり、X列の意見出しにて「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、標準オプション機能としてあげておりますので、標準オプション機能で追加します。	3.保険料賦課 ／3.1.保険料 賦課共通	0238008	○/ー	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であるため。	0231374	
12	544	3 保 険料賦 課	3.1 保険料 賦課共 通		【機能ID3.1.24.】 郵便局別に山分けを行うことができること。	○	指定都市 の制度上 必要な機 能	新規追加	要協議Ⅰ （複数社 実装可）	成案	(No.539と同対応)	対象者への通知先（送付先）によって、処理を行う際に郵便番号や住所等の情報より山分けの判断を処理するよりも、該当となる郵便局を示す区分等を対象者の住民情報にある「地区管理コード」にて管理されれば、並び替え（ソート）機能にて運用可能と考えますので、機能ID(旧) 3.1.24.の記載を「並び替えまたは山分けできること」と見直し、対応する単位に「地区管理コード単位」を追加することで対応可能と考えます。 なお、郵便局と対象者情報（住所等）が単純に郵便番号等により仕分けされる前提になります。自治体によっては、集配局として郵便局とは別の定義をされているケースもあり、どのように対象者に結び付け郵便局であるか考え方は示す必要が出てくると考えます。 また、介護保険における個別要件では無いと考えます。20業務で利用されたい業務もあると思われます横並びでの調整も検討いただきたい。 個別に規定するとした場合も、「指定都市の制度上必要な機能」ではなく、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であると考えますので、標準オプション機能とすべきと考えます。	V列【受入確認後の判定区分「成案」の場合】修正案等」のとおり、協議案管理番号10（No.539）と同様になります。	成案	制度所 管府省 の意見 の と お り	【追加作成】 機能ID 0230354（旧機能ID 3.1.24.）をもとに機能要件を見直した指定都市要件を作成。 AA列にて「制度所管府省の意見のとおり」とあり、X列の意見出しにて「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、標準オプション機能としてあげておりますので、標準オプション機能で追加します。	3.保険料賦課 ／3.1.保険料 賦課共通	0238009	○/ー	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であるため。	0231375	
20	604	3 保 険料賦 課	3.1 保険料 賦課共 通		【機能ID 3.1.21.】 山分け単位に「郵便番号（管轄郵便局）」を追加すること。	○	指定都市 の制度上 必要な機 能	新規追加	要協議Ⅰ （複数社 実装可）	成案	(No.539と同対応)	No.539と同趣旨のご意見、機能要件（素案）のため、No.539を参照ください。	V列【受入確認後の判定区分「成案」の場合】修正案等」のとおり、協議案管理番号10（No.539）と同様になります。	成案	制度所 管府省 の意見 の と お り	【追加作成】 機能ID 0230345～0230348（旧機能ID 3.1.21.）をもとに機能要件を見直した指定都市要件を作成。 AA列にて「制度所管府省の意見のとおり」とあり、X列・Y列の意見出しにて協議案管理番号10（No.539）と同様としており、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、標準オプション機能としてあげておりますので、標準オプション機能で追加します。	3.保険料賦課 ／3.1.保険料 賦課共通	0238004 0238005 0238006 0238007	○/ー	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であるため。	0231370 0231371 0231372 0231373	
30	1012	5 滞 納管理	5.2 督促		【機能ID5.2.3.】 郵便局別に山分けを行うことができること。	○	指定都市 の制度上 必要な機 能	新規追加	要協議Ⅱ （条件付 き実装 可）	成案	(No.539と同対応)		V列【受入確認後の判定区分「成案」の場合】修正案等」のとおり、協議案管理番号10（No.539）と同様になります。	成案	制度所 管府省 の意見 の と お り	【追加作成】 機能ID 0230479（旧機能ID 5.2.3.）をもとに機能要件を見直した指定都市要件を作成。 AA列にて「制度所管府省の意見のとおり」とあり、Y列の意見出しにて協議案管理番号10（No.539）と同様としており、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、標準オプション機能としてあげておりますので、標準オプション機能で追加します。	5.滞納管理／ 5.2.督促	0238010	○/ー	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であるため。	0231384	
34	追-1	7 認 定管理	7.1 要介護 ／要支 援認定 申請		機能ID：7.1.1. 「第1号被保険者、及び第2号被保険者の要介護・要支援認定の申請（新規申請／更新申請／区分変更申請）について、以下の認定申請情報が登録、修正、削除、照会できること。」 の管理項目について、 追加：市区町村ごと（政令指定都市等は行政区ごと）、申請年度ごと、に振られる通し番号（本市では「申請番号」と呼称している）	○	指定都市 の制度上 必要な機 能	新規追加	仮成案	成案	<実装区分> ○（実装必須機能）→ ○（標準オプション機能） <要件の考え方・理由> 「指定都市の制度上必要な機能」 →「人口規模や大量処理のために必要な機能」	管理項目「申請番号」は、「介護保険 要介護認定・要支援認定／要介護更新 認定・要支援更新認定申請書」等に存在しない項目であり、自治体の運用により必要とされる番号と理解しました。 そのため、「指定都市の制度上必要な機能」ではなく、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であると考えますので、実装必須機能ではなく、標準オプション機能として管理項目を追加すべきと考えます。	V列【受入確認後の判定区分「成案」の場合】修正案等」のとおり、前回ご回答のX列の内容のとおり対応は可能です。 なお、対応する場合、管理項目の追加となりますので、データ要件・連携要件も整合対応をお願いします。	成案	制度所 管府省 の意見 の と お り	【追加作成】 機能ID 0230665（旧機能ID 7.1.1.）に管理項目「要介護認定申請番号」を追加した指定都市要件を作成。 AA列にて「制度所管府省の意見のとおり」とあり、W列やY列の意見出しにて「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、標準オプション機能としてあげておりますので、標準オプション機能で追加します。	7.認定管理／ 7.1.要介護／ 要支援認定 申請	0238011	○/○	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であるため。	0231389	
38	追-15				「表3-9 操作権限管理」 「本庁部署・利用者」と「他部署・利用者」で権限管理を分けているが、本庁部署職員の場合、他部署権限も利用する場合が多いため、権限（ロール）の複数設定ができること。	○	指定都市 の制度上 必要な機 能	新規追加	仮成案	成案		表3-7 操作権限管理（実装必須機能）及び、表3-8 操作権限管理（標準オプション機能）にて、本庁部署職員の場合に他部署権限を利用できないことは制限しておらず、それぞれの部署や職員ごとに設定できるものとして規定しています。 また、表3-8 操作権限管理（標準オプション機能）については、指定都市では実装必須と考えますので、その旨補記することで対応可能と考えます。	成案	制度所 管府省 の意見 の と お り	【追加作成】 素案の機能要件、及び協議案管理番号38、65をもとに指定都市要件を作成。	1.介護保険共 通／1.7.政 令・広域固有 要件	0238002	◎/◎	対象外	現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市のみで必要とする機能のため。	ー		

素案												協議後備考		第2.1版			第3.0版案					
協議案管理番号	No	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	新規追加/類型変更/対応済	判定区分	受入確認後の判定区分	【受入確認後の判定区分「成案」の場合】修正案等	厚生労働省意見等	厚生労働省意見等 (3/23追記)	協議後の判定区分		厚生労働省意見等	大項目／中項目	指定都市要件機能ID	実装区分(介護/認定)	指定都市以外への拡大対象	理由	拡大後の機能ID
41	追-21				住民情報のデータ項目ID：02300114（地区管理コード1）等の項目に区ごとのコードをセットし、山分け処理を行うことができること。	○	指定都市の制度上必要な機能	新規追加	要協議Ⅲ	成案予定			協議案管理番号10（No.539）と同様になります。	成案	制度所管府省の意見の とおり	【追加作成】 素案の機能要件、及び協議案管理番号10（No.539）をもとに指定都市要件を作成。 AA列にて「制度所管府省の意見のとおり」とあり、Y列の意見出しにて協議案管理番号10（No.539）と同様としており、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、標準オプション機能としてあげておりますので、標準オプション機能で追加します。	1.介護保険共通／1.6.帳票出力機能	0238001	○/○	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であるため。	0231367
47	追-32	2 被保険者資格			40歳到達者の管理について、証交付済第2号被保険者及び認定申請済第2号被保険者の管理できること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	新規追加	要協議Ⅰ（複数社実装可）	成案	（制度所管府省意見のとおり）	機能ID(旧) 2.1.1.において、「第2号被保険者等の申請をもとに」と記載しており、40歳から65歳未満の全対象者に対して、資格管理を行う前提ではありませんが、現在の表現では誤解を招く可能性があると考えますので、「要件の考え方・理由」に「40歳到達者の管理は、証交付申請、又は、要介護／要支援の認定申請を行った対象者に対して資格管理でできれば問題ない。」を追加することで対応可能と考えます。	V列【「受入確認後の判定区分「成案」の場合」修正案等」のとおり、前回ご回答のX列の内容のとおり対応は可能です。	成案	制度所管府省の意見の とおり	【追加作成】 機能ID 0230265（旧機能ID 2.1.1.）に「要件の考え方・理由」を追記した指定都市要件を作成。 機能ID 0238003の「要件の考え方・理由」に追記した内容は、機能ID 0230265（旧機能ID 2.1.1.）の機能要件に記載している以下の下線部分に関する内容であるため、実装必須機能で追加します。 「・・・なお、40歳到達者、及び65歳到達者において、資格取得日の3か月前以内の任意の日（※）より資格付与の処理ができること。」	2.被保険者資格／2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	0238003	◎/－	対象	「要件の考え方・理由」への補記であるため。	0230265
52	追-37	1 介護保険共通			【山分け要件】 郵便局別や送達管理番号別に山分けを行う機能等、任意の設定項目による管理ができること。	○	指定都市の制度上必要な機能	新規追加	要協議Ⅰ（複数社実装可）	成案	（No.539、541、544、604と同対応）	「郵便局」の山分けについては、No.539、541、544、604と関連する内容となりますので、参照ください。 「送達管理番号」は、市内住所コードと結びついた番号とありますので、郵便局と同様の整理になると考えます。	V列【「受入確認後の判定区分「成案」の場合」修正案等」のとおり、協議案管理番号10（No.539）と同様になります。	成案	制度所管府省の意見の とおり	【追加作成】 素案の機能要件、及び協議案管理番号10（No.539）をもとに指定都市要件を作成。	1.介護保険共通／1.6.帳票出力機能	0238001	○/○	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であるため。	0231367
65	追-57	1 介護保険共通	1.7 政令・広域固有要件		【1.7.2】 業務ごとに管理区のみで登録できるものと管理区以外の権限でも登録できるものを選択できること。	○	指定都市の制度上必要な機能	新規追加	要協議Ⅲ	成案予定			機能ID 0230250（旧機能ID 1.7.2.）の機能要件について、本編の表3-8 操作権限管理（標準オプション機能）の規定している内容と齟齬があるため、整合するよう見直します。	成案	制度所管府省の意見の とおり	【追加作成】 素案の機能要件、及び協議案管理番号38、65をもとに指定都市要件を作成。	1.介護保険共通／1.7.政令・広域固有要件	0238002	◎/◎	対象外	現状の標準オプション機能を実装必須に変更する機能であり、指定都市のみで必要とする機能のため。	－
74	追-70	1 介護保険共通	1.5 一貫管理機能		【機能ID1.6.21】 印字項目以外の管理項目について並べ替えに使用できること。 一括出力時の出力順は、出力する帳票のシステムからの印字項目や関連する管理項目を指定し並び替えてできること（住民等の外部帳票に限る）。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	新規追加	要協議Ⅰ（複数社実装可）	成案	（No.539、541、544、604と同対応）	ご意見の内容から、管轄郵便局を並び替えにて利用されたいことが追加してほしい内容と理解しました。そのため、No.539、541、544、604と関連する内容となりますので、参照ください。 なお、機能要件（素案）にある「印字項目以外の管理項目」とする記載ですと、システムにて管理するすべての項目が利用できるように実装することを求める要件と受け取られるため、標準準拠システムとして実装するベンチはいないのではないかと思います。	V列【「受入確認後の判定区分「成案」の場合」修正案等」のとおり、協議案管理番号10（No.539）と同様になります。	成案	制度所管府省の意見の とおり	【追加作成】 素案の機能要件、及び協議案管理番号10（No.539）をもとに指定都市要件を作成。 AA列にて「制度所管府省の意見のとおり」とあり、X列・Y列の意見出しにて協議案管理番号10（No.539）と同様としており、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、標準オプション機能としてあげておりますので、標準オプション機能で追加します。	1.介護保険共通／1.6.帳票出力機能	0238001	○/○	対象	人口規模や大量処理のために必要な機能であるため。	0231367
80	追-12	7 認定管理	7.1 要介護／要支援認定申請	7.1.4.	【機能ID7.1.4.】 認定申請情報の登録が行えないケースに以下を追加します。 ①有効期間外の区分変更申請は入力エラーとする。 ②市外転入日≧資格開始日と申請日が乖離している場合は入力エラー（資格取得日と一致しなければならないこと）とする。 ③資格取得日に区分変更申請（新規による変更申請は除く）されている場合は入力エラーとする。 【機能ID7.1.4.】 認定申請情報の登録が行えないケースに以下を追加すること。 ①有効期間外の区分変更申請は入力エラーとする。また、有効期間開始初日の区分変更申請も同様とすること。 ②市外転入申請にもかかわらず、資格開始日と認定有効期間開始日が乖離している場合は入力エラーアラートチェック（ただし新規申請の場合は、資格と認定の開始日はかならずしも一致する必要はない）とすること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	新規追加	仮成案	成案	（制度所管府省意見のとおり）	X列「要件」内容につきまして、①の「また、・・・」以降（以下の下線部）は、法令上、申請が認められる内容と考えますため、記載は適切ではないと考えておりますので、削除をお願いいたします。 他の要件については、機能ID7.1.4.への追記で差し支えありませんが、当内容は指定都市以外でも必要とされる内容となります。 【機能ID7.1.4.】 認定申請情報の登録が行えないケースに以下を追加すること。 ①有効期間外の区分変更申請は入力エラーとする。また、有効期間開始初日の区分変更申請も同様とすること。 ②市外転入申請にもかかわらず、資格開始日と認定有効期間開始日が乖離している場合はアラートチェック（ただし新規申請の場合は、資格と認定の開始日はかならずしも一致する必要はない）とすること。	V列【「受入確認後の判定区分「成案」の場合」修正案等」のとおり、前回ご回答のX列の内容のとおり対応は可能です。	成案	制度所管府省の意見の とおり	【追加作成】 機能ID 0230668、0230743～0230745（旧機能ID 7.1.4.、7.5.8.、7.5.9.）をもとにチェック機能等を見直した指定都市要件を作成。 機能ID 0238015、0238016は、基となる機能ID 0230743～0230745（旧機能ID 7.5.8.）の機能要件に記載されていた「なお、資格取得日から申請までの期間が14日を過ぎている場合、チェックが行われること。」のチェック機能を、機能ID 0238017に移動したため、機能ID 0238016は基となる機能要件の実装区分に含わせたまとして標準オプション機能で追加します。	7.認定管理／7.5.要介護／要支援認定	0238015 0238016 0238017	◎/○ ○/○ ◎/○	対象	1つの機能要件に管理に関する要件とチェックに関する要件が混在していたことによる要件の分割と、指定都市によらない機能であるため。	0231393 0231394 0231395
94	12	07.認定管理	7.1.	7.1.1.	【機能ID 7.1.1.】 ①要介護度がない（有効期限が切れている含む）場合は、更新・区分変更（以下「区変」という。）を入力したらアラートとすること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能		仮成案	成案		申請区分に応じた申請が可能な期間は介護保険施行規則にて規定されているため、「人口規模や大量処理のために必要な機能」ではないと考えます。 申請区分等に関する主なケースについては、No.追-12（仮成案）、1421（要協議Ⅲ）にも同様の意見があるため、対応する場合は主なケースに記載する内容の整理が必要と考えます。	X列「厚生労働省意見等」に記載のとおりとなります。 なお、要件を追加（反映）するとした場合、機能ID 0230668（旧機能ID 7.1.4.）にて記載しているチェック機能への追加と、要件の文章の詳細化（エラー／アラート）を主なケース等の見直しになります。	成案	制度所管府省の意見の とおり	【追加作成】 機能ID 0230668（旧機能ID 7.1.4.）をもとにチェック機能等を見直した指定都市要件を作成。	7.認定管理／7.1.要介護／要支援認定申請	0238012	◎/○	対象	機能要件に示す「主なケース」への追記であり、指定都市に限らず必要とする機能であるため。	0231390
139	57	7 認定管理	7.2 認定調査	7.2.6.	【機能要件7.2.6.】 認定調査の結果を登録・削除・修正・照会できること。 【管理項目】 ・調査結果入手日 ・認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準ずる ・厚生労働省より示される「認定調査票記入の手引き」及び参考様式にて記入対象となっている項目	○	人口規模や大量処理のために必要な機能		仮成案	成案	（制度所管府省意見のとおり）	認定調査結果の修正については「人口規模や大量処理のために必要な機能」ではなく、すべての自治体で必要とされる機能で差し支えないと考えます。 認定調査結果の再登録は、機能ID(旧) 7.2.6.の認定調査結果の修正で対応する想定でしたが、認定調査以降の処理（認定審査会）を行わないようにするためであれば、機能ID 7.2.6.に「認定調査結果の削除」を追記することで対応可能と考えます。 なお、「削除」を追加する場合、以下の※書きを追加いたします。 ※ 削除機能については、調査結果登録前の状態に戻す修正機能でも問題ない	V列【「受入確認後の判定区分「成案」の場合」修正案等」のとおり、前回ご回答のX列の内容のとおり対応は可能です。	成案	制度所管府省の意見の とおり	【追加作成】 機能ID 0230688（旧機能ID 7.2.6.）をもとに機能要件を見直した指定都市要件を作成。 実装区分は「要件の考え方・理由」に記載されているとおり、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、介護保険システムの実装区分は標準オプション機能としています。	7.認定管理／7.2.認定調査	0238013	○/◎	対象	機能要件に記載する削除機能に他の機能要件と同様の考えとする補記であり、指定都市によらない機能であるため。	0231391
143	61	7 認定管理	7.3 意見書作成	7.3.7.	【機能要件7.3.7.】 主治医意見書の結果を登録・削除・修正・照会できること。 【管理項目】 ・認定ソフトのインタフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準ずる ・厚生労働省より示される「主治医意見書記入の手引き」及び参考様式にて記入対象となっている項目	○	人口規模や大量処理のために必要な機能		要協議Ⅲ	成案			主治医意見書の修正については「人口規模や大量処理のために必要な機能」ではなく、すべての自治体で必要とされる機能で差し支えないと考えます。 主治医意見書の再登録は、機能ID(旧) 7.3.7.の主治医意見書の修正で対応する想定でしたが、意見書結果登録以降の処理（認定審査会）を行わないようにするためであれば、機能ID 7.3.7.に「主治医意見書結果の削除」を追記することで対応可能と考えます。 なお、「削除」を追加する場合、以下の※書きを追加いたします。 ※ 削除機能については、主治医意見書登録前の状態に戻す修正機能でも問題ない	成案	制度所管府省の意見の とおり	【追加作成】 機能ID 0230704（旧機能ID 7.3.7.）をもとに機能要件を見直した指定都市要件を作成。 実装区分は「要件の考え方・理由」に記載されているとおり、「人口規模や大量処理のために必要な機能」であるため、介護保険システムの実装区分は標準オプション機能としています。	7.認定管理／7.3.意見書作成	0238014	○/◎	対象	機能要件に記載する削除機能に他の機能要件と同様の考えとする補記であり、指定都市によらない機能であるため。	0231392